

## 令和3年度水産庁補助事業「円滑化実証等事業」に係る公募要領

共同船舶株式会社が実施する以下事業について、業務請負契約者を一般に広く募集いたしますので、希望される方は、本要領に従いご応募ください。

### 1. 事業内容

鯨肉が持つ保健的機能性であるバレニンの研究

#### (1) 人を対象としたバレニンの抗疲労効果試験

バレニンの摂取による運動負荷の状況下での筋力の増強効果、心肺機能に向上効果があるか検証する。

#### (2) 実験動物を対象としたバレニンの抗疲労効果試験

実験動物を用いた試験を行い、バレニンのタンパク質分解促進の分子機構及び生体に与える影響の解明に取り組む。

#### (3) 鯨油の脂質代謝効果試験

人に対して鯨油の脂質代謝に対する効果について、動脈硬化が原因となっておこる生活習慣病予防の医薬品やサプリメントの開発につながる試験を行い、結果を取りまとめる。

## 2. 応募資格

本事業への応募は企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、特定非営利活動法人とするほか、複数の民間団体等が本事業の実施のために組織した任意団体（民法上の組合に該当するもの、以下「協定機関」という）による提案も可とします。この場合、本事業を実施すること等について、当該団体を代表する機関を定める必要があります。

いずれの応募者であっても民間団体等（協定機関を構成するすべての団体）が次のすべての条件を満たすものとします。

- 1) 本業務を行うにあたり的確に実施できる能力を有する団体であること。
- 2) 本業務を行うあたり経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準じるもの）を備えているものであること。
- 3) 日本国内に所在し、本業務執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- 4) 法人等（個人、法人、または団体）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店、もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう）が暴力団（暴力団員よる不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう）でないこと。

3. 提案期限及び提出先：

1) 提出期限

令和3年4月23日(金) 正午

※応募状況等により、公募期間を変更する場合があります。公募期間を変更する場合は、共同船舶株式会社ウェブサイトにてお知らせします。

2) 提出先

〒104-0055

東京都中央区豊海町4番5号 豊海振興ビル5階

共同船舶株式会社管理部

電話 03-5547-1930(代表)

3) 提出方法

a)送付方法： 郵送（書留等）、宅急便での提出

b)必要書類：課題提案書(当方が要望する結果を出すためのプロセス、実施計画、

経費計画) 1部

提出者の概要がわかる資料（含む担当者名） 1部

提出者	資料
企業（株式会社、有限会社等）	定款、貸借対照表、損益計算書、パンフレット等

公益法人等（一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、特定非営利活動法人等）	定款、貸借対照表、収支計算書、パンフレット等
協同組合等	定款、貸借対照表、損益計算書、パンフレット等
その他任意団体（協議会、グループ等）	設立趣意書、規約書、構成員名簿、財政状態がわかる資料等

なお、1つの団体が複数の事業分野に応募する場合、必要書類の2は一部、課題提案書は事業別に提出してください(但し、提案内容から2つの事業が密接な関係があると認められる場合はまとめて1つの課題提案書としての提出を認める場合があります)。

#### 4. 選定方法等：

- ・応募団体の要件を有しない者が提出した課題提案書等は、無効とします。
- ・課題提案書等の作成及び提出に係る費用は、課題提案書等を提出した者の負担とします。
- ・当社にて審査を行い、結果については応募者に対して速やかに通知します。但し、決定にかかわる審査の経過、審査結果の内容等に関するお問合せにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。
- ・審査に当たり、共同船舶株式から応募団体に提案内容の確認を行うとともに、関連資料

等の追加提出を求める場合があります。また、必要に応じて応募提案書に関するヒアリングを行うこともありますので、あらかじめ御承知願います。

- ・課題提案書の内容については、審査での選考を受けて修正させていただくことがあります。
- ・提出書類の返却はいたしません。
- ・提出された課題提案書等は審査以外には無断で使用いたしません。

#### 5. 事業成果の報告：

成果及び契約に基づく費用の使用結果については、本業務終了後、必要な報告を行っていただきます。また、本業務終了後に得られた成果について、必要に応じ発表していただくことがあります。

#### 6. 成果物（著作権等）の帰属等：

本業務を実施することにより特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等（以下「知的財産権」という）が発生した場合、その知的財産権は共同船舶株式会社に帰属します。